



News 9月号 News 9月号

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/内村 知子

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

☆給与を支払う際の源泉徴収☆

給与等を支払う時に源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額は「給与所得の源泉徴収表(月額表及び日額表)」を使って求めます。この税額表は「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無及び給与等の支給方法に応じ次のように使用します。

1. 「月額表」は以下の給与を支払う時に使用します。

- ①月ごとに支払うもの
- ②半月毎、10日(旬)ごとに支払うもの
- ③月の整数倍の期間ごとに支払うもの

また、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与については「甲欄」を、他の人に支払う給与については「乙欄」を使って税額を求めます。

2. 「日額表」は以下の給与を支払う時に使用します。

- ①毎日支払うもの(日雇賃金を除く)
- ②週ごとに支払うもの(日雇賃金を除く)
- ③日割で支払うもの(日雇賃金を除く)
- ④日雇賃金

上記の①から③に掲げる給与のうち、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与については「甲欄」を、その他の人に支払う給与については「乙欄」を、④の日雇賃金については「丙欄」を使って税額を求めます。日雇賃金とは、日々に雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける(その労働した日以外において支払われるものも含まれます。)給与等をいいます。ただし1ヶ所の勤務先から継続して2ヶ月を超えて給与等が支払われて場合には、その2ヶ月を超える部分の期間について支払われるものは含まれません。また賞与の計算については、別途給与に対する源泉税額の算出表をしようして計算を行ないます。詳細については担当者にお尋ねください。

☆コラム(飯島のつぶやき)☆

海外不動産投資

8月の中旬に知り合いが主催している勉強会の講師を依頼されました。勉強会の参加メンバーは生命保険会社のやり手営業マン。頂いたお題は、不動産投資です。現在、当事務所が積極的にお勧めしているのが、国内の「小口不動産投資」です。当事務所では5社の商品をご案内差し上げており、私自身も、1つやっております。

良いところは、

- ①一等地の不動産であること
- ②将来の値上がり期待できること
- ③利回りがそこそこあること
- ④空室リスクがシェアできること
- ⑤管理の手間がないこと
- ⑥不動産として税務上取り扱われること

この「不動産として」とは、配当をもらったら不動産所得、売却した場合には譲渡所得として確定申告をするということです。

また、海外不動産投資について勉強会で触れました。しかし、海外への投資は注意が必要。それは、

- ①馴染みのない場所
→ハワイやニューヨークの物件は良いものの、他のよく知らない場所では情報も入りづらく、台風やハリケーン等の災害の被害の心配がある。
- ②建物構造は大丈夫か
→減価償却のメリットを狙って木造の中古一戸建てやアパートのメンテナンス費用をかなりおさえている為、建物構造の一部が弱くなっている危険性がある。一般的によくある節税対策ですが注意が必要。
- ③権利関係は明確か
→土地・建物の所有権の取得は国によって異なる為、法的に不安定な国家もあり、権利関係の公示制度が不明確な国もある。

上記を踏まえて検討する必要があります。

現在、当事務所では、パリ(フランス)の分譲マンションをご紹介しております。近い将来、この分譲マンションの小口商品もご紹介できるかもしれません。

今月の一言

『大統領のように働いて、王様のように遊べ』

すごく共感できる言葉です。やるときはやる。遊ぶときは遊ぶ。中途半端じゃ面白くないですよ。8月も終わり、会計事務所はこれから忙しくなってきますが、この言葉を常に意識しておきたいものです。